

かずさ水道広域連合企業団建設工事等低入札価格審査委員会設置要領

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、かずさ水道広域連合企業団が競争入札により建設工事又は建設工事に係る製造の請負の契約を締結しようとする場合に、地方自治法施行令第167条の10第1項(同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否か、又は同法施行令第167条の10の2第2項(同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かについて審査するために設置するかずさ水道広域連合企業団建設工事等低入札価格審査委員会(以下「審査委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、経理課長より、かずさ水道広域連合企業団建設工事等低入札価格調査実施要領(以下「実施要領」という。)第16条第1項による低入札価格調査表が提出された場合に、その内容について審議するものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、事務局長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

(委員長の職務代理)

第5条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、技師長、計画課長、用水供給課長、工務課長及び施設管理課長の職にある者をもって充てる。

2 前項の委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長をもってこれに充てるものとする。

4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等に説明を求めることができる。
- 6 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員長、委員及びその他の関係職員は、法令に別段の定めがある場合のほか、その職務上知り得た審査委員会の会務の内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、経理課において処理する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。